

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－１－２ 主な着眼点 (略)</p> <p>(注) 本監督指針においては、監査役設置会社である銀行の場合を前提に記載するが、<u>委員会等設置会社</u>である銀行の場合には、主要行等向けの総合的な監督指針に準じるほか、実態に即して適宜読み替えて検証等を行うこととする。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 代表取締役 ①～④ (略) ⑤ 代表取締役は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査役監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。 特に、<u>委員会等設置会社制度の発足に対応した、監査役設置会社の企業統治の新たな方向を示す動き、例えば監査役監査基準の改定(平成16年2月)等</u>を理解し、監査役の円滑な監査活動を保障しているか。</p> <p>(中略)</p>	<p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－１－２ 主な着眼点 (略)</p> <p>(注) 本監督指針においては、監査役設置会社である銀行の場合を前提に記載するが、<u>委員会設置会社</u>である銀行の場合には、主要行等向けの総合的な監督指針に準じるほか、実態に即して適宜読み替えて検証等を行うこととする。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 代表取締役 ①～④ (略) ⑤ 代表取締役は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査役監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。 特に、<u>監査役監査を取り巻く環境の変化に対応した動き、例えば監査役監査基準(社団法人日本監査役協会：昭和50年3月25日)の改定(平成16年2月12日)等</u>を理解し、監査役の円滑な監査活動を保障しているか。</p> <p>(中略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ－１－４ 監督上の対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) また、役員が重大な法令違反等の社会的な信用を失墜する行為を行った場合、業務改善命令を受けたにもかかわらず経営管理に問題があり改善の実施状況が不芳である場合、又は異なる事由で多数の業務改善命令を受けている場合等、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき経営管理態勢の確立を求める業務改善命令を発出し、状況に応じ、例えば、①内部監査機能等の相互けん制機能の強化、②社外取締役、外部の専門家等を登用した監視態勢の構築、③監査役設置会社と<u>委員会等設置会社</u>の制度間の移行の検討等を求めるものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>Ⅱ－１－４ 監督上の対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) また、役員が重大な法令違反等の社会的な信用を失墜する行為を行った場合、業務改善命令を受けたにもかかわらず経営管理に問題があり改善の実施状況が不芳である場合、又は異なる事由で多数の業務改善命令を受けている場合等、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき経営管理態勢の確立を求める業務改善命令を発出し、状況に応じ、例えば、①内部監査機能等の相互けん制機能の強化、②社外取締役、外部の専門家等を登用した監視態勢の構築、③監査役設置会社と<u>委員会設置会社</u>の制度間の移行の検討等を求めるものとする。</p> <p>(中略)</p>
<p>Ⅱ－３－１－４ <u>資本の額</u>の増加の届出の手續等</p>	<p>Ⅱ－３－１－４ <u>資本金の額</u>の増加の届出の手續等</p>
<p>Ⅱ－３－１－４－１ (略)</p>	<p>Ⅱ－３－１－４－１ (略)</p>
<p>Ⅱ－３－１－４－２ 着眼点と監督手法・対応</p>	<p>Ⅱ－３－１－４－２ 着眼点と監督手法・対応</p>
<p>(1) 銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い</p>	<p>(1) 銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第53条第1項第4号（注1）に定める届出（様式・参考資料編 様式4-7-1）を求めるとともに、<u>商法</u>、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）及び証券取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般（注2）に関する資料の添付を求めるとする。</p> <p>（注1）・（注2） （略）</p> <p>（2）届出を受けた内部管理態勢全般を検証し、その適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>以下は、検証の際の着眼点を類型化して例示したものである。</p> <p>① 基本的な経営姿勢</p> <p>イ. ・ロ. （略）</p> <p>ハ. 取締役会が、<u>商法</u>、独占禁止法及び証券取引法等の法令等に関し、必要に応じ、弁護士や監査法人から文書による意見を求める等、コンプライアンス上万全な対応をとることとしているか。</p> <p>ニ. （略）</p> <p>② 特に留意すべき事項</p> <p>増資に際し遵守すべき全ての法令等に対して、十分なコンプライア</p>	<p>銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第53条第1項第4号（注1）に定める届出（様式・参考資料編 様式4-7-1）を求めるとともに、<u>会社法</u>、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）及び証券取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般（注2）に関する資料の添付を求めるとする。</p> <p>（注1）・（注2） （略）</p> <p>（2）届出を受けた内部管理態勢全般を検証し、その適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>以下は、検証の際の着眼点を類型化して例示したものである。</p> <p>① 基本的な経営姿勢</p> <p>イ. ・ロ. （略）</p> <p>ハ. 取締役会が、<u>会社法</u>、独占禁止法及び証券取引法等の法令等に関し、必要に応じ、弁護士や監査法人から文書による意見を求める等、コンプライアンス上万全な対応をとることとしているか。</p> <p>ニ. （略）</p> <p>② 特に留意すべき事項</p> <p>増資に際し遵守すべき全ての法令等に対して、十分なコンプライア</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>ンスを確保することとしているか。 特に下記の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。</p> <p>イ. <u>商法</u>の「資本充実の原則」の遵守及び銀行の自己資本としての健全性（安定性・適格性）の確保 a. ・ b. (略) ロ. ～二. (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>資本の額</u>の増加の届出 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅱ-3-6-1-1 システム統合リスク (略)</p> <p>(参考) システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（平成14年12月）</p> <p>① 「システム統合」とは、合併、<u>営業譲渡</u>、持株会社化、子会社化及び業務提携等の経営再編（「経営統合」）により、システムを統合、分割又は新設することをいう（システムの共同開発・運営を含む。）。</p>	<p>ンスを確保することとしているか。 特に下記の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。</p> <p>イ. <u>会社法</u>の「資本充実の原則」の遵守及び銀行の自己資本としての健全性（安定性・適格性）の確保 a. ・ b. (略) ロ. ～二. (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>資本金の額</u>の増加の届出 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅱ-3-6-1-1 システム統合リスク (略)</p> <p>(参考) システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（平成14年12月）</p> <p>① 「システム統合」とは、合併、<u>事業譲渡</u>、持株会社化、子会社化及び業務提携等の経営再編（「経営統合」）により、システムを統合、分割又は新設することをいう（システムの共同開発・運営を含む。）。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(中略)</p> <p>Ⅲ－１－５ 個別銀行に関する行政報告等</p> <p>(１)・(２) (略)</p> <p>(３) 行政報告 (略)</p> <p>① <u>資本の額</u>の減少の認可 ②～④ (略) ⑤ <u>分割</u>の認可 ⑥ <u>営業譲渡</u>又は譲受けの認可 ⑦～⑫ (略) ⑬ <u>資本の額</u>の増加の事前届の受理 ⑭～⑯ (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－４－２ 「その他付随業務」の取扱い (略)</p> <p>(１)・(２) (略)</p>	<p>(中略)</p> <p>Ⅲ－１－５ 個別銀行に関する行政報告等</p> <p>(１)・(２) (略)</p> <p>(３) 行政報告 (略)</p> <p>① <u>資本金の額</u>の減少の認可 ②～④ (略) ⑤ <u>会社分割</u>の認可 ⑥ <u>事業譲渡</u>又は譲受けの認可 ⑦～⑫ (略) ⑬ <u>資本金の額</u>の増加の事前届の受理 ⑭～⑯ (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－４－２ 「その他付随業務」の取扱い (略)</p> <p>(１)・(２) (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(3) 上記(1)及び(2)に定められている業務以外の業務(余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。)が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(注1) 上記規定を総合的に考慮するに当たり、例えば、<u>営業用不動産</u>の賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、以下のような要件が満たされていることについて、銀行自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。</p> <p>イ. ～ニ. (略)</p> <p>(注2) リストラにより、<u>営業用不動産</u>であったものが業務の用に供されなくなったことに伴い、短期の売却等処分が困難なことから、将来の売却等を想定して一時的に賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、上記(注1)を準用すること(ただし、ハ. のただし書及びニ. を除く。))。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－４－４ 大口信用供与</p>	<p>(3) 上記(1)及び(2)に定められている業務以外の業務(余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。)が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(注1) 上記規定を総合的に考慮するに当たり、例えば、<u>事業用不動産</u>の賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、以下のような要件が満たされていることについて、銀行自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。</p> <p>イ. ～ニ. (略)</p> <p>(注2) リストラにより、<u>事業用不動産</u>であったものが業務の用に供されなくなったことに伴い、短期の売却等処分が困難なことから、将来の売却等を想定して一時的に賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、上記(注1)を準用すること(ただし、ハ. のただし書及びニ. を除く。))。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－４－４ 大口信用供与</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>法第13条第1項ただし書の承認の申請があったときは、信用供与等限度額を超えることについて信用の供与等を受けている者が合併をし、又は<u>営業</u>を譲り受けたことその他施行令及び施行規則で定めるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。</p> <p>なお、承認に当たっては、今後の信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、決算期末（中間期末を含む。）までに解消される場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。</p> <p>（中略）</p>	<p>法第13条第1項ただし書の承認の申請があったときは、信用供与等限度額を超えることについて信用の供与等を受けている者が合併をし、又は<u>事業</u>を譲り受けたことその他施行令及び施行規則で定めるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。</p> <p>なお、承認に当たっては、今後の信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、決算期末（中間期末を含む。）までに解消される場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。</p> <p>（中略）</p>
<p>Ⅲ－４－６－６ 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p> <p>（１）連結自己資本比率を算出する際に金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法の使用の届出があった場合においては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① （略）</p> <p>② 告示第25条の2第1項第2号口に規定する、合併契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行う体制がとられているかどうかについては、以下の点についてチェックする。</p> <p>・合併契約に係る金融業務を営む関連法人等の株主総会その他これに準ずる機関（以下Ⅲ－４－６において「意思決定機関」という。）において、共同支配会社は保有議決権割合と同一の割合の議決権を</p>	<p>Ⅲ－４－６－６ 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p> <p>（１）連結自己資本比率を算出する際に金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法の使用の届出があった場合においては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① （略）</p> <p>② 告示第25条の2第1項第2号口に規定する、合併契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行う体制がとられているかどうかについては、以下の点についてチェックする。</p> <p>・合併契約に係る金融業務を営む関連法人等の株主総会その他これに準ずる機関（以下Ⅲ－４－６において「意思決定機関」という。）において、共同支配会社は保有議決権割合と同一の割合の議決権を</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>与えられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各共同支配会社の合併契約に係る金融業務を営む関連法人等への取締役派遣割合（合併契約上、取締役を指名又は任免することが認められる取締役の数が全取締役数に占める割合をいう。）は保有議決権割合と同一となっているか。それらが同一でない場合には、代表取締役、社長、会長その他の役員の派遣状況等に照らして、実質的に保有議決権割合が同一であるのと同視できるか。 ・合併契約において定められている保有議決権割合が、当該合併契約の変更を伴うことなく変更され得ることとなっていないか（下記④の場合を除く。）。 ・意思決定機関及び取締役会の決議事項及び決議方法は、法令及び定款に基づいているか。 ・合併契約に係る金融業務を営む関連法人等に対する各共同支配会社の追加出資及び各共同支配会社（その子会社、子法人等及び関連法人等を含む。）の融資、債務保証その他のリスク負担行為が保有議決権割合に応じて行われることとされ、又はこれに反する内容となっていないか。 ・合併契約に係る金融業務を営む関連法人等について、新設、既存企業からの<u>営業譲受け</u>等、その設立態様の如何を問わず、合併契約に定められている事業の遂行に必要な免許、許認可等所要の手続きを経て、銀行が自己資本比率を算定する日において現に事業が行われているか。 ・その他合併契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の 	<p>与えられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各共同支配会社の合併契約に係る金融業務を営む関連法人等への取締役派遣割合（合併契約上、取締役を指名又は任免することが認められる取締役の数が全取締役数に占める割合をいう。）は保有議決権割合と同一となっているか。それらが同一でない場合には、代表取締役、社長、会長その他の役員の派遣状況等に照らして、実質的に保有議決権割合が同一であるのと同視できるか。 ・合併契約において定められている保有議決権割合が、当該合併契約の変更を伴うことなく変更され得ることとなっていないか（下記④の場合を除く。）。 ・意思決定機関及び取締役会の決議事項及び決議方法は、法令及び定款に基づいているか。 ・合併契約に係る金融業務を営む関連法人等に対する各共同支配会社の追加出資及び各共同支配会社（その子会社、子法人等及び関連法人等を含む。）の融資、債務保証その他のリスク負担行為が保有議決権割合に応じて行われることとされ、又はこれに反する内容となっていないか。 ・合併契約に係る金融業務を営む関連法人等について、新設、既存企業からの<u>事業譲受け</u>等、その設立態様の如何を問わず、合併契約に定められている事業の遂行に必要な免許、許認可等所要の手続きを経て、銀行が自己資本比率を算定する日において現に事業が行われているか。 ・その他合併契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>支配及び運営が行われていないと認められる点はないか。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－４－９－３ 銀行に求められる開示の類型</p> <p>(１) 銀行法上の開示</p> <p>銀行法のディスクロージャー義務は、法第20条に基づく「貸借対照表等の公告等」と法第21条に基づく「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」）の2つの制度から構成されている。</p> <p>法第20条の公告は、<u>商法</u>に基づき株式会社一般に課される決算公告の特則と位置付けられており、リスク管理債権は、この注記事項とされている。</p> <p>法第21条に基づき作成される<u>中間営業年度及び営業年度</u>に係る説明書類の開示項目については、内閣府令（施行規則第19条の2及び第19条の3）で明確に定められている（なお、当該項目について、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は法第63条により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、<u>法第21条第4項</u>において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされている。</p> <p>(注) (略)</p>	<p>支配及び運営が行われていないと認められる点はないか。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－４－９－３ 銀行に求められる開示の類型</p> <p>(１) 銀行法上の開示</p> <p>銀行法のディスクロージャー義務は、法第20条に基づく「貸借対照表等の公告等」と法第21条に基づく「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」）の2つの制度から構成されている。</p> <p>法第20条の公告は、<u>会社法</u>に基づき株式会社一般に課される決算公告の特則と位置付けられており、リスク管理債権は、この注記事項とされている。</p> <p>法第21条に基づき作成される<u>中間事業年度及び事業年度</u>に係る説明書類の開示項目については、内閣府令（施行規則第19条の2及び第19条の3）で明確に定められている（なお、当該項目について、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は法第63条により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、<u>法第21条第7項</u>において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされている。</p> <p>(注) (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(2)・(3) (略)</p> <p>Ⅲ-4-9-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ-4-9-4-1 重要性の原則の適用</p> <p>(1) 連結の範囲・持分法の適用範囲に関する重要性の原則については、証券取引法に基づいて作成する連結財務諸表等はもとより、法に基づいて作成する銀行の中間連結財務諸表・連結財務諸表（法第19条第2項、施行規則第18条第3項及び第4項）、銀行の中間連結貸借対照表等・連結貸借対照表等（法第20条第2項）、銀行持株会社の中間連結財務諸表・連結財務諸表（法第52条の27第1項、施行規則第34条の24第1項及び第2項）、銀行持株会社の中間連結貸借対照表等・連結貸借対照表等（<u>法第52条の28</u>）も対象となることに留意する。</p> <p>(注) 連結して記載する<u>中間営業年度及び営業年度</u>に係る説明書類については施行規則上明定されている（施行規則第19条の3、第34条の26）。</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ-4-9-4-2 記載項目についての留意事項</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>Ⅲ-4-9-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ-4-9-4-1 重要性の原則の適用</p> <p>(1) 連結の範囲・持分法の適用範囲に関する重要性の原則については、証券取引法に基づいて作成する連結財務諸表等はもとより、法に基づいて作成する銀行の中間連結財務諸表・連結財務諸表（法第19条第2項、施行規則第18条第3項及び第4項）、銀行の中間連結貸借対照表等・連結貸借対照表等（法第20条第2項）、銀行持株会社の中間連結財務諸表・連結財務諸表（法第52条の27第1項、施行規則第34条の24第1項及び第2項）、銀行持株会社の中間連結貸借対照表等・連結貸借対照表等（<u>法第52条の28第1項</u>）も対象となることに留意する。</p> <p>(注) 連結して記載する<u>中間事業年度及び事業年度</u>に係る説明書類については施行規則上明定されている（施行規則第19条の3、第34条の26）。</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ-4-9-4-2 記載項目についての留意事項</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 個別の記載項目についての留意事項</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 「<u>直近の営業年度における営業の概況</u>」には、業況、<u>営業実績</u>、損益の状況等についての概括的な説明、自行が対処すべき課題等について説明されているか。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－４－１２－２－３ 認可後の監督において留意すべき事項</p> <p>(1) 銀行主要株主に対しては、法第52条の11の規定に基づき当該銀行主要株主の決算期毎に有価証券報告書等のディスクロージャー資料（資金調達の状況を含む。ディスクロージャー資料がない場合は経営状況・財務状況を示す資料）及び当該銀行主要株主と子銀行等との取引関係（預金、借入等）を記載した<u>書類</u>の提出を求めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－４－１５－３ 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 個別の記載項目についての留意事項</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 「<u>直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況</u>」には、業況、<u>事業実績</u>、損益の状況等についての概括的な説明、自行が対処すべき課題等について説明されているか。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－４－１２－２－３ 認可後の監督において留意すべき事項</p> <p>(1) 銀行主要株主に対しては、法第52条の11の規定に基づき当該銀行主要株主の決算期毎に有価証券報告書等のディスクロージャー資料（資金調達の状況を含む。ディスクロージャー資料がない場合は経営状況・財務状況を示す資料）及び当該銀行主要株主と子銀行等との取引関係（預金、借入等）を記載した<u>書面</u>の提出を求めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－４－１５－３ 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等 (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(1) 監督上の措置</p> <p>① 経営の改善の目標に係る監督上の措置</p> <p>イ. (略)</p> <p>a. 経営強化計画の実施期間中</p> <p>経営強化計画の終期となる<u>営業年度</u>の前年度末以降において、コア業務純益ROAの実績が経営強化計画の始期を下回った場合には、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。さらに、収益性の向上に係る経営の改善の目標の達成に向けた実効性のある施策が十分に講じられてきたと認められない場合には、必要に応じ、当該改善策を実行する業務改善命令の発動を検討するものとする。</p> <p>b. (略)</p> <p>ロ. イ. 以外の場合</p> <p>a. 経営強化計画の実施期間中</p> <p>経営強化計画の始期となる<u>営業年度</u>の翌年度末以降において、コア業務純益ROAの実績が経営強化計画の始期を下回った場合には、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。</p> <p>b. (略)</p> <p>(中略)</p>	<p>(1) 監督上の措置</p> <p>① 経営の改善の目標に係る監督上の措置</p> <p>イ. (略)</p> <p>a. 経営強化計画の実施期間中</p> <p>経営強化計画の終期となる<u>事業年度</u>の前年度末以降において、コア業務純益ROAの実績が経営強化計画の始期を下回った場合には、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。さらに、収益性の向上に係る経営の改善の目標の達成に向けた実効性のある施策が十分に講じられてきたと認められない場合には、必要に応じ、当該改善策を実行する業務改善命令の発動を検討するものとする。</p> <p>b. (略)</p> <p>ロ. イ. 以外の場合</p> <p>a. 経営強化計画の実施期間中</p> <p>経営強化計画の始期となる<u>事業年度</u>の翌年度末以降において、コア業務純益ROAの実績が経営強化計画の始期を下回った場合には、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。</p> <p>b. (略)</p> <p>(中略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>IV-3-2-1-2-3 添付書類 (略)</p> <p>(1) ~ (10) (略)</p> <p>(11) 「銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面」(施行規則第34条の34第5号)</p> <p>① (略)</p> <p>イ. (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) その営む銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者は、「その営む銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者」(施行規則第34条の37第3号ロ)、「法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者」(同)として配置されることから、上記法令等についての専門的な知識が必要となるほか、次に掲げる知識も必要となることに留意する。</p> <p>a. 「その営む銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者」の場合 上記法令のほか民法、商法、刑法等の基本法につき、当該銀行代理業の業務に関連する部分についての専門的な知識</p> <p>b. 「法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任</p>	<p>IV-3-2-1-2-3 添付書類 (略)</p> <p>(1) ~ (10) (略)</p> <p>(11) 「銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面」(施行規則第34条の34第5号)</p> <p>① (略)</p> <p>イ. (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) その営む銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者は、「その営む銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者」(施行規則第34条の37第3号ロ)、「法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者」(同)として配置されることから、上記法令等についての専門的な知識が必要となるほか、次に掲げる知識も必要となることに留意する。</p> <p>a. 「その営む銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者」の場合 上記法令のほか民法、商法、<u>会社法</u>、刑法等の基本法につき、当該銀行代理業の業務に関連する部分についての専門的な知識</p> <p>b. 「法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>者」の場合</p> <p>a. に記載するほか、民法、商法、刑法等の基本法につき、当該銀行代理業の業務に関連する部分のみならず広くコンプライアンスにかかわる事項についての専門的な知識</p> <p>(中略)</p> <p>V-2-1-1 金融庁との連携</p> <p>(1) 信用金庫法施行規則第 24 条の規定により、信用金庫から財務局に対し信用金庫法施行令第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限以外の権限に係る免許、認可（予備審査を含む。）又は承認の申請があったときは、事情を調査の上、財務局の意見を付して監督局長に進達することとするほか、同法施行令第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき財務局長に権限委任された認可等のうち、合併や事業譲渡など重要な認可等が必要となるような情報を入手したときは、速やかに、監督局担当部門に情報提供するなど、金融庁と密接な連携に努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>V-2-6 信用金庫等に求められる開示の類型</p>	<p>者」の場合</p> <p>a. に記載するほか、民法、商法、<u>会社法</u>、刑法等の基本法につき、当該銀行代理業の業務に関連する部分のみならず広くコンプライアンスにかかわる事項についての専門的な知識</p> <p>(中略)</p> <p>V-2-1-1 金融庁との連携</p> <p>(1) 信用金庫法施行規則第 171 条の規定により、信用金庫から財務局に対し信用金庫法施行令第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限以外の権限に係る免許、認可（予備審査を含む。）又は承認の申請があったときは、事情を調査の上、財務局の意見を付して監督局長に進達することとするほか、同法施行令第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき財務局長に権限委任された認可等のうち、合併や事業譲渡など重要な認可等が必要となるような情報を入手したときは、速やかに、監督局担当部門に情報提供するなど、金融庁と密接な連携に努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>V-2-6 信用金庫等に求められる開示の類型</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>信用金庫等の法律上の開示義務は信用金庫法第 89 条において準用する銀行法第 21 条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>信用金庫法第 89 条において準用する銀行法第 21 条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、<u>信用金庫法施行規則第 20 条の 2、第 20 条の 3</u>で明確に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は信用金庫法第 90 条の 3 により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、信用金庫法第 89 条において準用する銀行法第 21 条第 4 項において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされている。</p> <p>なお、優先出資証券を公開している信用金庫等については、投資家の判断を誤らせないように、法令等に基づき、適切な開示がなされる必要がある。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も投資家、預金者等にとって重要な判断材料となる。</p> <p>V-2-7 監督指針の準用 （略）</p> <p>V-2-7-1 （略）</p> <p>V-2-7-2 （略）</p>	<p>信用金庫等の法律上の開示義務は信用金庫法第 89 条において準用する銀行法第 21 条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>信用金庫法第 89 条において準用する銀行法第 21 条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、<u>信用金庫法施行規則第 132 条及び第 133 条</u>で明確に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は信用金庫法第 90 条の 3 により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、信用金庫法第 89 条において準用する銀行法第 21 条第 4 項において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされている。</p> <p>なお、優先出資証券を公開している信用金庫等については、投資家の判断を誤らせないように、法令等に基づき、適切な開示がなされる必要がある。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も投資家、預金者等にとって重要な判断材料となる。</p> <p>V-2-7 監督指針の準用 （略）</p> <p>V-2-7-1 （略）</p> <p>V-2-7-2 （略）</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) III-4-6において、「銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」とあるのは「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」と、「施行規則第35条第1項第22号」とあるのは「信用金庫法施行規則第14条第1項第25号」と読み替える。</p> <p>(中略)</p> <p>V-3-1-3 認可事項の審査に際しての留意点</p> <p>財務局長は、信用協同組合等から中企法第27条の2第1項、第51条第2項、<u>第57条の3第3項</u>又は第63条第3項に規定する認可の申請があったときは、次に掲げる事項に留意して審査するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>営業の一部又は事業の譲受け</u></p> <p>① <u>営業の一部又は事業の譲受け</u>が、当該<u>営業又は事業の譲渡</u>を行う金融機関の<u>営業地域</u>における預金者等の利便に照らし、適当なものであるか。</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) III-4-6において、「銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」とあるのは「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」と、「施行規則第35条第1項第22号」とあるのは「信用金庫法施行規則第100条第1項第25号」と読み替える。</p> <p>(中略)</p> <p>V-3-1-3 認可事項の審査に際しての留意点</p> <p>財務局長は、信用協同組合等から中企法第27条の2第1項、第51条第2項、<u>第57条の3第5項</u>又は第63条第3項に規定する認可の申請があったときは、次に掲げる事項に留意して審査するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>事業の全部又は一部の譲受け</u></p> <p>① <u>事業の全部又は一部の譲受け</u>が、当該<u>事業の譲渡</u>を行う金融機関の<u>事業地区</u>における預金者等の利便に照らし、適当なものであるか。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>② <u>営業の一部又は事業を譲り受ける信用協同組合等の経営の健全性が確保できるものであるか。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>V-3-1-4 (略)</p> <p>V-3-1-5 業務報告書の受理に際しての留意点</p> <p>協金法施行規則第12条に規定する業務報告書の提出延期の承認は、財務局において行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>V-3-7 信用協同組合等に求められる開示の類型</p> <p>信用協同組合等の法律上の開示義務は協金法第6条において準用する銀行法第21条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>協金法第6条において準用する銀行法第21条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、協金法施行規則第12条の2、第12条の3で明確に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は協金法第10条により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、協金法第6</p>	<p>② <u>事業の全部又は一部を譲り受ける信用協同組合等の経営の健全性が確保できるものであるか。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>V-3-1-4 (略)</p> <p>V-3-1-5 業務報告書の受理に際しての留意点</p> <p>協金法施行規則第68条に規定する業務報告書の提出延期の承認は、財務局において行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>V-3-7 信用協同組合等に求められる開示の類型</p> <p>信用協同組合等の法律上の開示義務は協金法第6条において準用する銀行法第21条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>協金法第6条において準用する銀行法第21条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、協金法施行規則第69条及び第70条で明確に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は協金法第10条により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、協金法第6条にお</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>条において準用する銀行法第 21 条第 4 項において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされている。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も預金者等にとって重要な判断材料となる。</p> <p>(中略)</p> <p>V-4-5 労働金庫等に求められる開示の類型</p> <p>労働金庫等の法律上の開示義務は労働金庫法第 94 条において準用する銀行法第 21 条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>労働金庫法第 94 条において準用する銀行法第 21 条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、労働金庫法施行規則第 16 条の 2 及び第 16 条の 3 で明確に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は労働金庫法第 100 条の 3 により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、労働金庫法第 94 条において準用する銀行法第 21 条第 4 項において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされている。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も、預金者等にとって重要な判断材料となる。</p>	<p>いて準用する銀行法第 21 条第 4 項において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされている。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も預金者等にとって重要な判断材料となる。</p> <p>(中略)</p> <p>V-4-5 労働金庫等に求められる開示の類型</p> <p>労働金庫等の法律上の開示義務は労働金庫法第 94 条において準用する銀行法第 21 条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>労働金庫法第 94 条において準用する銀行法第 21 条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、労働金庫法施行規則第 114 条及び第 115 条で明確に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は労働金庫法第 100 条の 3 により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、労働金庫法第 94 条において準用する銀行法第 21 条第 4 項において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされている。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も、預金者等にとって重要な判断材料となる。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(中略)</p> <p>VI-1-1-6 有価証券の取得承認申請の審査事項等</p> <p>「信用保証協会がその余裕金の運用として取得することが認められる有価証券」(信用保証協会法第22条に基づく告示)第6号による有価証券の取得承認については、次のとおり取り扱うものとする。なお、承認対象となる有価証券は、当分の間、地方銀行又は第二地方銀行協会加盟行の発行する株式であって、現に年10%以上の配当が行われており、かつ、10%以上の配当が実施されてから4<u>営業年度</u>以上の期間を経過しているもの、店頭取引の実績があり、売買が比較的容易で株価に著しい変動がないものに限ることとする。</p> <p>(中略)</p> <p>VI-2-4-3 関連会社に関する留意事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 信用保証協会の資産流出を防止する観点から、関連会社は<u>信用保証協会が全額出資し、当該関連会社の資本の額は、商法で定める最低資本の額</u>となっているか。</p>	<p>(中略)</p> <p>VI-1-1-6 有価証券の取得承認申請の審査事項等</p> <p>「信用保証協会がその余裕金の運用として取得することが認められる有価証券」(信用保証協会法第22条に基づく告示)第6号による有価証券の取得承認については、次のとおり取り扱うものとする。なお、承認対象となる有価証券は、当分の間、地方銀行又は第二地方銀行協会加盟行の発行する株式であって、現に年10%以上の配当が行われており、かつ、10%以上の配当が実施されてから4<u>事業年度</u>以上の期間を経過しているもの、店頭取引の実績があり、売買が比較的容易で株価に著しい変動がないものに限ることとする。</p> <p>(中略)</p> <p>VI-2-4-3 関連会社に関する留意事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 信用保証協会の資産流出を防止する観点から、関連会社は<u>信用保証協会の全額出資</u>となっているか。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>ただし、特別法によりその資本金額が定められている場合は、この限りではない。</u></p> <p>(中略)</p> <p>VI-3-3 決算経理 (略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 諸償却は適正に行われているか。 ①~③ (略) ④ 取引所に上場されていない有価証券については、<u>商法</u>の一般原則に準じて償却されているか。</p>	<p>(中略)</p> <p>VI-3-3 決算経理 (略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 諸償却は適正に行われているか。 ①~③ (略) ④ 取引所に上場されていない有価証券については、<u>会社法</u>の一般原則に準じて償却されているか。</p>